

資料 2

- 1 徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
並びに市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について…………… 1

- 2 徳島東部都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(徳島東部都市計画区域マスタープラン) 新旧対照表(案)…………… 4

- 3 徳島東部都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更並びに
市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更に係る計画策定の経緯の概要…………… 37

徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）とは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに、一市町村を越える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

具体的には、都市における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すもの。

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の目標や主要な都市計画の決定方針などを示す。

2 市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分（線引き））とは

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすもので、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもの。

決定については、都道府県が行う。

3 これまでの経緯について

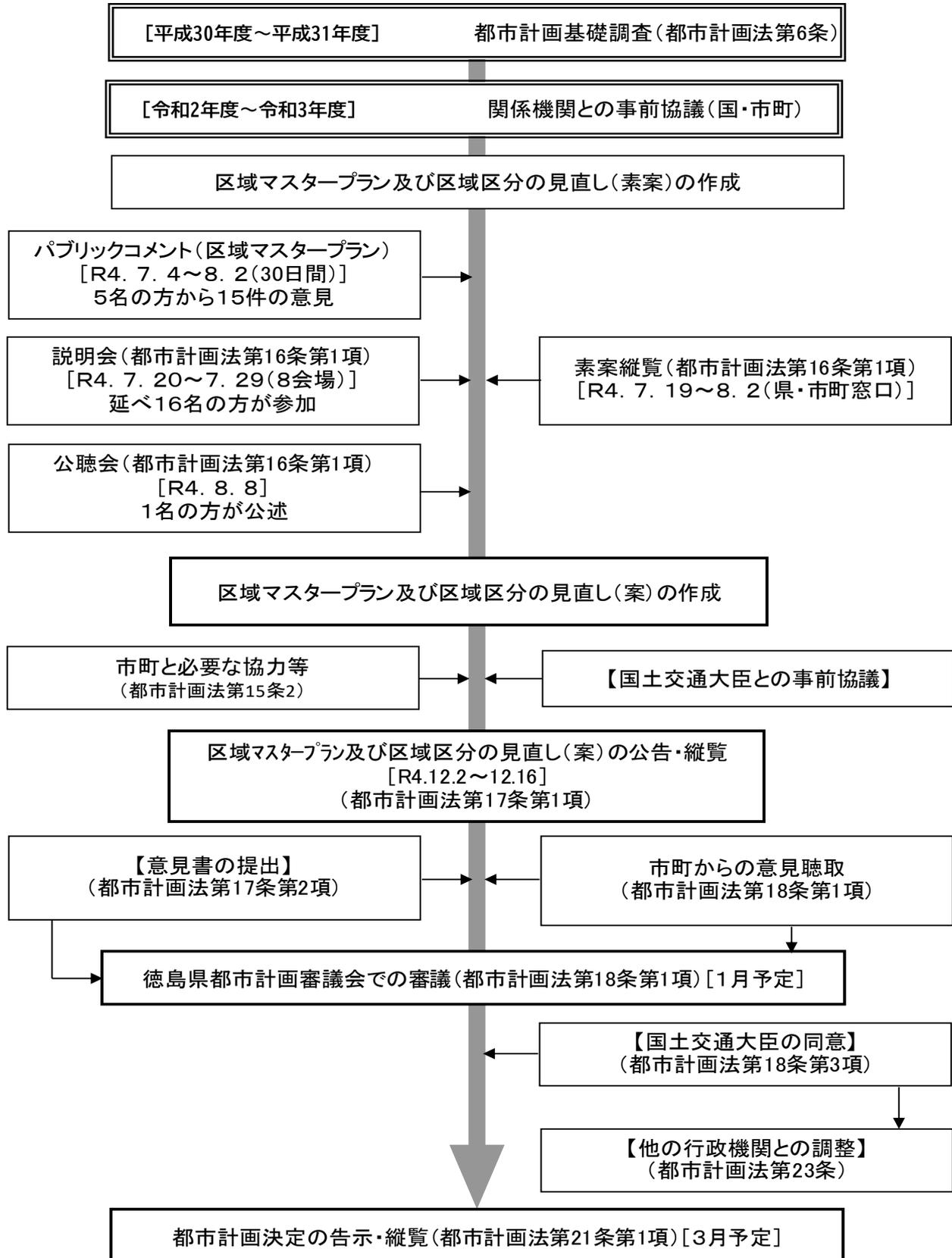
「徳島東部都市計画区域マスタープラン」については、平成12年の都市計画法の改正を受け、平成16年5月に策定し、以降、4回の見直しを実施。（前回は平成30年3月）

区域区分（線引き）制度については、昭和46年5月に、市街化区域及び市街化調整区域の区分を決定し、以降、6回の見直しを実施。（前回は平成30年3月）

今回の「徳島東部都市計画区域マスタープラン」の変更（5回目）及び区域区分の変更（7回目）については、平成30年から、次のとおり、調査、協議等を経て進めている。

徳島東部都市計画
都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて

【フロー】



4 議第245号 徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(1) 都市計画区域マスタープランの構成

- ① 都市計画の目標（都市づくりの基本理念、地域ごとの市街地像）
- ② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針（土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全）

(2) 都市計画区域マスタープランの見直しの概要

- ① 目標年次を「平成42年」から「令和17年」に延伸
- ② 「新型コロナ」、「人口減少」及び「災害列島」の3つの国難への対応に向け、デジタル田園都市国家構想に基づく「デジタル社会」及びカーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み見直し
- ③ 「線引き制度」は継続
- ④ 道路、下水道等の主要施設・事業の「整備目標」を時点修正

5 議第246号 徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について

(1) 区域区分（線引き）の見直しの概要

- ① 見直しの理由
都市計画基礎調査の結果、工業出荷額は将来も増加することが見込まれている。高規格道路網の整備に伴う流通業・工業等の産業活動の見通しや土地利用の動向等を踏まえて区域区分を見直す必要が生じたため。
- ② 見直しの概要
2市3地区で見直しを実施
(本市は2地区<沖洲地区、津田地区>)

新(案)

旧

徳島東部都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(徳島東部都市計画区域マスタープラン)

(案)

令和4年〇月

徳島県

徳島東部都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(“新未来” 徳島東部都市計画区域マスタープラン)

平成30年3月

徳島県

1. 基本的考え方

1-1 都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

徳島東部都市計画区域（以下、「本区域」という。）では、平成16年5月に都市計画区域マスタープランを策定しており、その後の社会経済情勢の変化に対応しながら、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、これまでに4度の見直しを行っている。

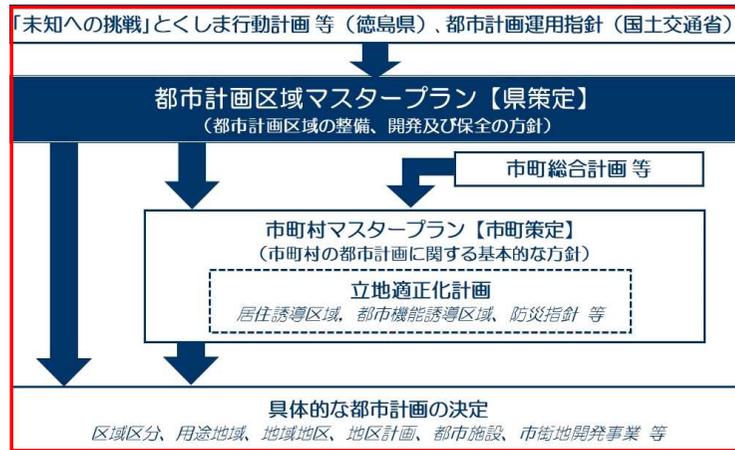


図1-1 都市計画区域マスタープラン体系図

1-2 見直しの背景

本区域では、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する大都市部への過度な人口集中、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震に加え気候変動の影響により頻発・激化する豪雨災害への備え、さらには、「新型コロナウイルス感染症対策」と社会経済活動の両立を図る観点からアフターコロナを見据えた新しい生活様式「ニューノーマル」への適応など、様々な課題への対応が求められている。

そこで、本区域内の都市が互いに連携し、社会経済情勢の変化を踏まえた将来のまちづくりの方向性を示すため、バックキャストの視点に立つとともに、「新型コロナ」、「人口減少」及び「災害列島」の3つの国難への対応に向け、デジタル田園都市国家構想に基づく「デジタル社会」、カーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン社会」の推進など新たな視点を盛り込み、

○ ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出

○ 気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現

1. 基本的考え方

「徳島東部都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、平成16年5月に策定し、その後の社会経済情勢の変化に対応すべく、これまでに3度の見直しを行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ってきた。

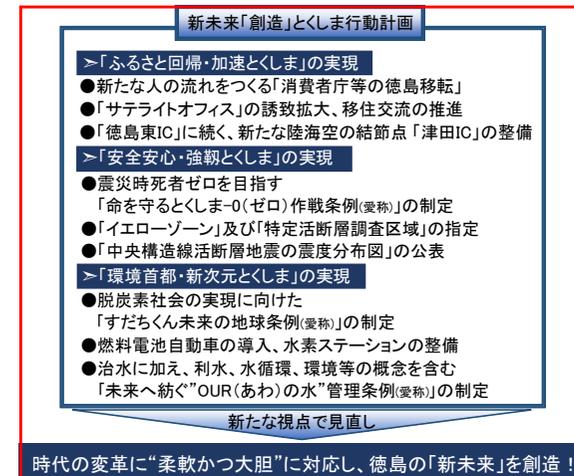
この間も、本県を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震や中央構造線活断層地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスタープランの重要度は一層高まっていることから、バックキャストの視点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について大胆な見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な開発による市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き、区域区分を維持することとし、土地利用規制の強化と大胆な緩和の組み合わせによる、大規模地震に備えた防災・減災対策、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、さらには、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かしたICT活用による多様な働き方の創出など、「地方創生の旗手・徳島」としてのこれら取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた、新たなまちづくりの考え方のもと、高次元へと進化したマスタープランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスタープランは、毎年点検を行い、新しい考え方を取り入れながら見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。



○ 防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現

を「都市づくりの方向性」の柱として、都市づくりの理念、土地利用の方針等について検討し、都市計画区域マスタープランの見直しを行うこととした。

都市構造やライフスタイルの変化等に対する柔軟性、リスクに対する冗長性を備えた都市として、時代の変革に柔軟かつ大胆に対応するため、本都市計画区域マスタープランは、適宜、見直しを行うものとし、安全・安心で豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に基づき、持続可能なまちづくりを推進していくものとする。



図1-2 都市づくりの方向性

2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成27年(2015年)を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の令和17年(2035年)の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の令和12年(2030年)の姿として策定する。

2) 範囲

本区域は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町及び北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部を範囲とする。

区 域	市町村名	範 囲	面積 (ha)
徳島東部 都市計画 区 域	徳島市	行政区域の全域	19,152
	鳴門市	〃 一部	10,515
	小松島市	〃 全域	4,537
	阿南市	〃 一部	10,138
	吉野川市	〃 一部	3,376
	石井町	〃 全域	2,885
	松茂町	〃 全域	1,434
	北島町	〃 全域	874
合 計			52,911

注) 令和3年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より都市計画区域の面積を算定。



図2-1 徳島東部都市計画区域の位置図

2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

2) 範囲

徳島東部都市計画区域(以下、「本区域」という)は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部を範囲とする。

区 域	市町村名	範 囲	面積 (ha)
徳島東部 都市計画 区 域	徳島市	行政区域の全域	19,139
	鳴門市	〃 一部	10,515
	小松島市	〃 全域	4,537
	阿南市	〃 一部	10,138
	吉野川市	〃 一部	3,376
	石井町	〃 全域	2,885
	松茂町	〃 全域	1,424
	北島町	〃 全域	874
合 計			52,888

注1: 平成28年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より都市計画区域の面積を算定。

2-2 都市づくりの基本理念

1) 広域都市計画区域としての位置づけ

本区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。

本区域の面積は県全体の約13%にすぎないが、人口は県全体の約66%を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

主な都市としては、阿波25万石の城下町として古くから栄え、本区域の中心都市である県都徳島市、本州との表玄関に位置し観光・交流拠点を担う鳴門市、海上輸送の流通拠点都市小松島市、臨海工業開発の拠点である阿南市などがある。

また、本区域には、重要港湾徳島小松島港及び橘港並びに徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）などの交通・物流の拠点が配置されており、徳島南部自動車道をはじめとする高規格道路網と一体となり形成される「陸・海・空」の広域交通体系の整備により、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関としての役割を担っている。

2) 現状と課題

① 人口減少・高齢化の進展

本区域では、平成12年をピークに人口は減少に転じており、本区域を構成する5市3町全体の高齢者人口割合は29.2%（H27）で、全国平均の26.6%（H27）より進行している状況であり、今後もさらに人口減少・高齢化が加速することが予想されている。

また、中心市街地においては、空き家や低未利用地等が増加し、市街地の低密度化が進行している。その一方で、世帯分離による単独世帯の増加等に伴い、世帯数は増加傾向にあり、宅地の郊外化が見られる。

このような中、財政面・経済面において持続可能な都市づくりを行うためには、一定の人口密度を維持する必要があることから、空き家や低未利用地の有効活用を図りつつ、居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりを進めるとともに、各都市や地域間を交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化した「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の効率的な都市構造の形成が求められている。

② 頻発・激甚化する自然災害への対応

本区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されており、切迫する南海トラフ巨大地震や、中央構造線・活断層地震に加え、温室効果ガスの排出等による地球温暖化に伴う気候変動等により頻発・激甚化する台風や集中豪雨、深刻な洪水・渇水や土砂災害による被害等、大規模自然災害に対する防災・減災対策が課題となっている。

このことから、都市の防災性を高めつつ、災害ハザードエリアにおける開発抑制及び移転の促進など、大規模自然災害発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現する「事前復興まちづくり」の視点に立った都市づくりを行う必要がある。

また、近年の気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されており、区域内

2-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

本区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。

本区域の面積は県全体の約13%にすぎないが、人口は県全体の約65%を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

主な都市としては、阿波25万石の城下町として古くから栄え、本区域の中心都市である県都徳島市、本州との表玄関に位置し交流拠点都市をめざす鳴門市、海上輸送の流通拠点都市小松島市、臨海工業開発の拠点である阿南市などがある。

本区域は、本州四国連絡道路の開通に伴い、近畿圏との交流が活発化するとともに、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、重要港湾徳島小松島港、橘港及び徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）等、陸・海・空の広域交通体系の整備とあいまって、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関としての役割が益々増大することが期待されている。

近年では、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、経済活動における低成長の長期化、中心市街地の空洞化、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の問題から、今後の都市づくりにおいては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する集約型都市構造の形成や、都市中心部の慢性的な渋滞の解消に向けた、効率的な交通基盤の整備が求められている。

また、南海トラフの地震、中央構造線活断層地震、温室効果ガスの排出等による地球温暖化に伴う気候変動等により頻発する台風や集中豪雨、深刻な洪水・渇水や土砂災害による被害等、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点、大規模自然災害時のリダンダンシーの確保という視点などから都市づくりに取り組むことが求められている。

さらには、近年の気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されており、自

の豊かな自然や田園環境については、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努める必要がある。

さらには、公共交通の利用促進や自然・水素エネルギー等の活用による「カーボンニュートラル」の推進が求められている。

③ 新しい生活様式への対応

首都圏への一極集中等を背景とした大都市圏への人口流出が続く中、新型コロナによる社会経済活動への深刻な影響や価値観の多様化により、地方移住への意識の高まりが見受けられる。

このことから、多様化する働き方やライフスタイルを実現し、首都圏から地方への人の流れを創出するため、新しい生活様式に対応したサテライトオフィスやワーケーション等による職住環境の確保や、各地域の多様性や独自性を尊重し、個性に根ざしたゆとりと魅力あるまちづくりが求められている。

3) 都市づくりの理念

本区域は、県都徳島市を含む本県を代表する広域都市圏であり、
 ・ 四国と近畿の結節点としての立地条件や豊かな自然環境を活かした広域交流拠点として、多様な都市機能が集積した賑わいのある市街地と、ゆとりと魅力ある環境が共生する都市圏
 ・ 変化に富む豊かな自然を活かして都市と農山漁村が相互に機能分担、交流・連携する都市圏を実現するため、「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とし、本区域の都市づくりの理念を次のとおり定める。

○すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくり

既存の人口・都市機能・基盤集積を活かした効率的な都市経営を進めるため、空き家や低未利用地を活用するなど地域の実情に応じて、独自性を活かし「地方創生」を図りつつ、子育て・医療・介護等の生活支援サービスなど都市機能の集約による、快適で効率的な生活環境を重視した、持続可能な市街地の形成を図る。それに加え、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結ぶとともに、地域間を情報ネットワークで結び、「デジタル技術・データ」の活用により多様な働き方の創出、行政・医療・教育・交通等のサービス機能の高度化を図る、コンパクト・プラス・ネットワークによる「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

○「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくり

あらゆる大規模自然災害を迎え撃つため、公共施設の耐震化等や地域の避難体制の強化、災害ハザードエリアにおける開発抑制及び移転の促進など防災・減災対策を推進するとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう「事前復興まちづくり計画」の策定など、震災時死者ゼロを目指す県土強靱化を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

○豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり

然環境の適切な保全が必要となっている。

こうした各地域の多様性や独自性を尊重し、個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携を強化した広域都市計画区域の検討が必要となっている。

2) 都市づくりの理念

本区域は、県都徳島市を含む本県を代表する広域都市圏であり、四国と近畿の結節点としての立地条件や豊かな自然環境を活かし、広域交流拠点としての都市機能の集積がゆとりある環境と共生する都市圏、変化に富む豊かな自然を活かして都市と農山漁村が相互に機能分担、交流・連携する都市圏を実現するため、「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とし、本区域の都市づくりの理念を次のとおり定める。

・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。

既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営を進めるため、従来の拡大・拡散型の都市づくりを転換し、地域の実情に応じて、独自性を活かしながら「地方創生」を図りつつ、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による、快適で効率的な生活環境を重視した、持続可能な市街地の形成を図る。それに加え、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結ぶとともに、地域間を情報ネットワークで結び、ICTの活用により多様な働き方の創出、行政・医療・教育等のサービス機能の高度化を図る、「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

あらゆる大規模自然災害を迎え撃つため、公共施設の耐震化等や地域の避難体制の強化など防災・減災対策を推進するとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、震災時死者ゼロを目指す県土強靱化を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。

既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、市街地周辺部における農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園環境が健全に調和したゆとりあるまちづくりを展開するとともに、森林など豊富な資源の保全や、自然・水素エネルギー等の活用により、気候変動へ配慮した脱炭素社会の実現に取り組むなど、本県が誇る自然環境を次代へ継承すべく、環境にやさしい都市づくりを行う。

○地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり

地方分権改革の推進により、都市計画法をはじめとする権限が国から地方へ移譲され、時代の変化やライフスタイルも変わりつつある中、地域の主体となる市町の独自性や多様性を尊重しつつ、「デジタル技術・データ」の活用によるスマートシティの取組を推進し、様々な働き方の創出や新たな価値の創造による、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指す。

○住民目線に立った創造性豊かな都市づくり

多様化・高度化する住民ニーズを踏まえた暮らしやすい都市の実現を図るため、都市計画提案制度の活用など、積極的な住民参加を得ながら、創造性豊かな都市づくりを目指す。

2-3 地域ごとの市街地像

1) 広域的な都市構造における位置づけ

徳島市の市街地は、本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、県勢発展を牽引するとともに、広い分野にわたり質の高いサービスを提供しており、今後もこうした都市機能の充実強化を図るため、広域拠点として位置づける。

また、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点として位置づけ、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地を広域・副次拠点を補完する生活都市拠点として位置づける。

これら拠点間の交通ネットワークの整備及び利活用を図るとともに、情報ネットワークで広域的に結び連携を強化することにより、都市機能の高度化を図る「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

2) 主要な都市機能の配置

本区域の広域拠点である徳島市の中心市街地では、広域的な交通ネットワークにより周辺の都市と連携を図りつつ、広域圏に対応する拠点的な商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備及び防災機能の強化を図る。

さらに、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心市街地は、副次的な拠点として、また、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地については生活都市拠点として、商業、医療、福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図る。

既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、市街地周辺部における農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開するとともに、森林など豊富な資源の保全や、水・太陽など再生可能なエネルギー資源の活用により、気候変動へ配慮した脱炭素社会の実現に取り組むなど、本県が誇る自然環境を次代へ継承すべく、環境にやさしい都市づくりを行う。

・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。

地方分権改革の推進により、都市計画法をはじめとする権限が国から地方へ移譲され、時代の変化やライフスタイルも変わりつつある中、地域の主体となる市町の独自性や多様性を尊重しつつ、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化により、新たな価値が創造され、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指す。

・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

多様化・高度化する住民ニーズを踏まえた暮らしやすい都市の実現を図るため、都市計画提案制度の活用など、積極的な住民参加を得ながら、創造性豊かな都市づくりを目指す。

2-3 地域ごとの市街地像

1) 広域的な都市構造における位置づけ

徳島市の市街地は、本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、県勢発展を牽引するとともに、広い分野にわたり質の高いサービスを提供しており、今後もこうした都市機能の充実強化を図るため、広域拠点として位置づける。

また、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点として位置づけ、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地を広域・副次拠点を補完する生活都市拠点として位置づける。

これら拠点間の交通ネットワークの整備及び利活用を図るとともに、情報ネットワークで広域的に結び連携を強化することにより、都市機能の高度化を図る「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

2) 主要な都市機能の配置

本区域の広域拠点である徳島市の中心市街地では、広域的な交通ネットワークにより周辺の都市と連携を図りつつ、広域圏に対応する拠点的な商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備及び防災機能の強化を図る。

さらに、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心市街地は、副次的な拠点として、また、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地については生活都市拠点として、商業、医療、福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図る。

3) 主要な土地利用の方針

各市町の駅周辺や中心市街地を商業業務地として位置づけ、計画的な都市整備に努める。
工業地等については、徳島市や小松島市、阿南市及び松茂町の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実を図るとともに、既設産業団地への企業の集積を図る。
住宅地については、既成市街地及び周辺既存集落等の居住環境の整備を図る。
四国の玄関口に位置し、瀬戸内海国立公園に指定されている鳴門公園周辺は観光拠点として、県内各地の観光施設等と連携を図りながら、観光・交流を促進する。

4) 広域根幹的な交通体系

既存の神戸淡路鳴門自動車道、徳島自動車道、高松自動車道及び徳島南部自動車道に加え、徳島南部自動車道の南伸や阿南安芸自動車道など、広域的な都市軸の整備を促進し、重要港湾徳島小松島港及び橘港並びに徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）の交通・物流拠点を結ぶことにより、陸・海・空の広域交通体系の連携強化を図る。
これらの広域都市軸と連動して、本区域の骨格として機能する幹線道路として、一般国道11号、55号及び192号並びに徳島環状道路などの整備を図る。
また、鉄道やバス等の公共交通については、交通結節点の整備や乗り継ぎネットワークの構築によるモーダルミックスの推進、つなぐシステム（Ma a S*）の実装等による公共交通のシームレス化の推進など、「公共交通の最適化」、「利便性の向上」、「利用促進」に取り組み、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を図る。

Mobility as a Service

3) 主要な土地利用の方針

各市町の駅周辺や中心市街地を商業業務地として位置づけ、計画的な都市整備に努める。
工業地等については、徳島市や小松島市、阿南市及び松茂町の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実を図るとともに、既設産業団地への企業の集積を図る。
住宅地については、既成市街地及び周辺既存集落等の居住環境の整備を図る。

4) 広域根幹的な交通体系

本区域の交通連携を強めるため、既存の本州四国連絡道路、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道に加え、四国横断自動車道の南伸や阿南安芸自動車道など、広域的な都市軸の整備強化を図る。
これらの広域都市軸と連動して、本区域の骨格として機能する幹線道路として、一般国道11号、55号及び192号並びに徳島外環状道路などの整備を図る。

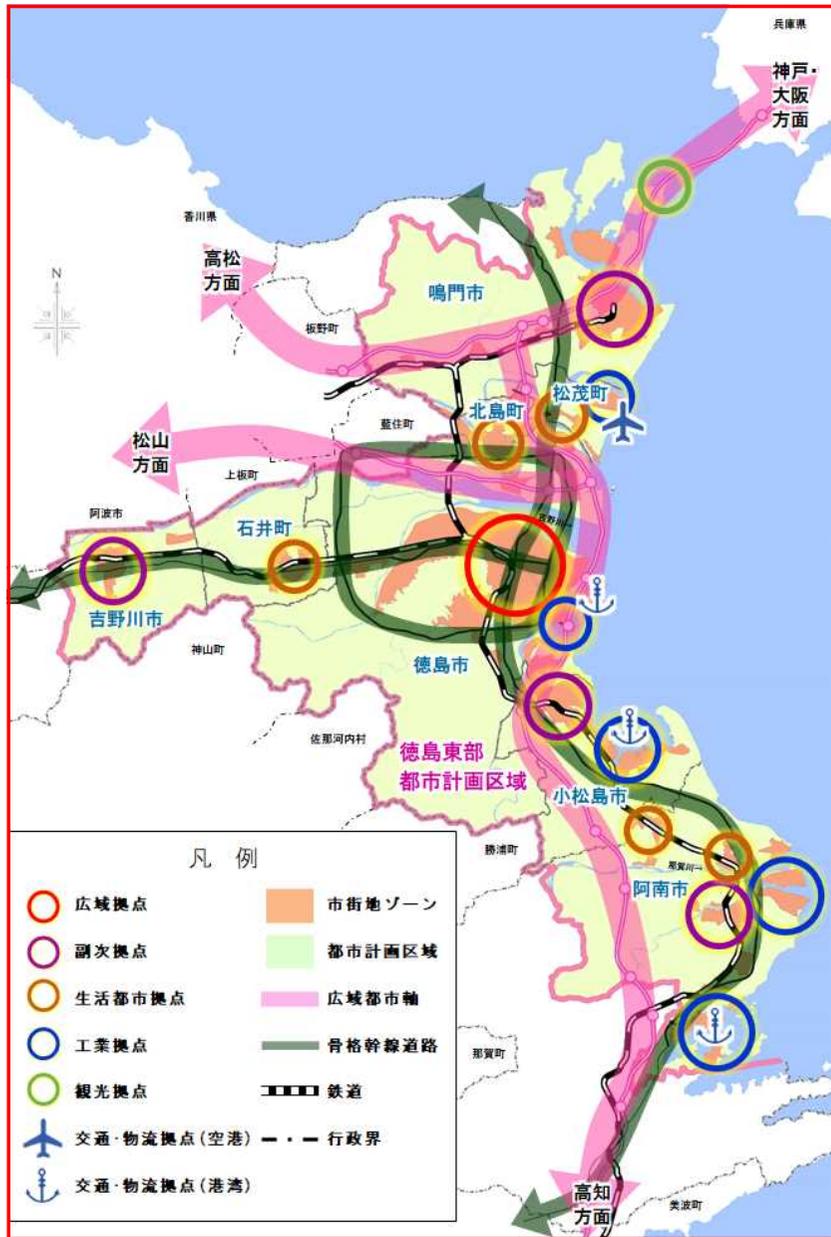


図2-2 徳島東部都市計画区域の都市構造図



3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

3-1 区域区分の有無

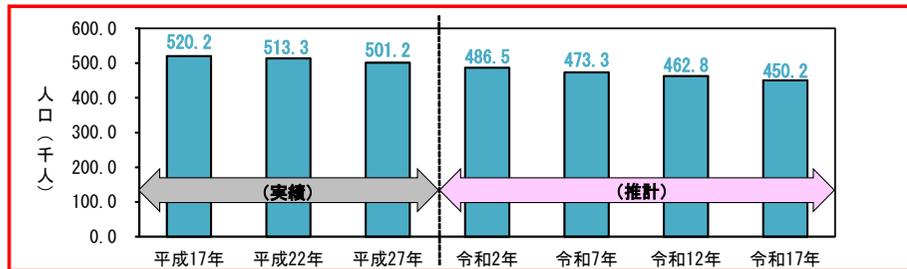
本区域は、昭和46年に当時の4市6町各々の都市計画区域を合わせた広域都市計画区域として指定され、並行して区域区分制度が導入されており、その後6回の見直しを経て現在に至っている。

1) 人口・世帯数の見直し

本区域の人口は、平成12年以降減少に転じており、今後も減少傾向にあると考えられる。

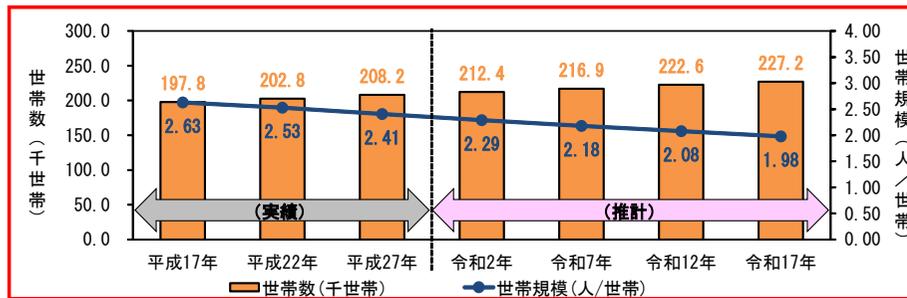
(図3-1)

一方、世帯数については、世帯分離による単独世帯の増加等に伴い、今後も引き続き増加するものと考えられる。(図3-2)



注) 平成27年までは国勢調査による実績値、令和2年以降はとくしま人口ビジョンに基づく推計値

図3-1 人口の推移【徳島東部都市計画区域】



注) 平成27年までは国勢調査による実績値、令和2年以降はとくしま人口ビジョンに基づく推計値

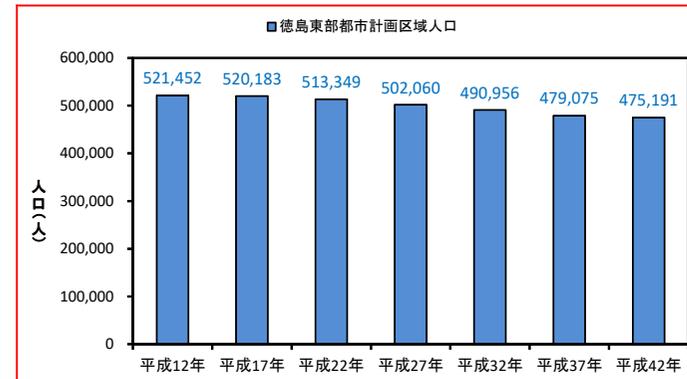
図3-2 世帯数・世帯規模の推移【徳島東部都市計画区域】

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

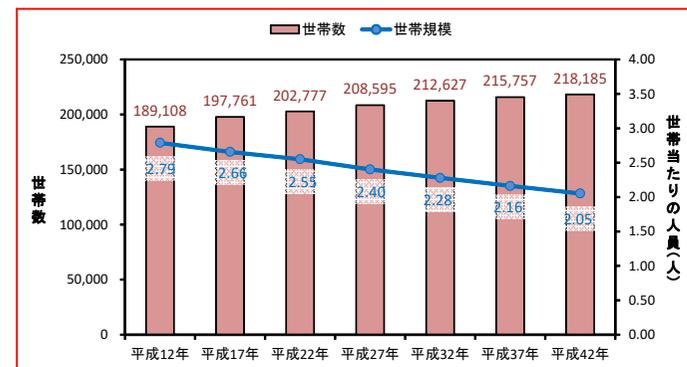
3-1 区域区分の有無

本区域は、昭和46年に4市6町各々の都市計画区域を合わせて指定され、区域区分についても、昭和46年に決定され、その後5回の見直しを経て現在に至っている。

本区域の人口は、平成12年を境に減少に転じ、今後も減少傾向にあると考えられる。世帯数については、今後も引き続き増加するものと考えられる。



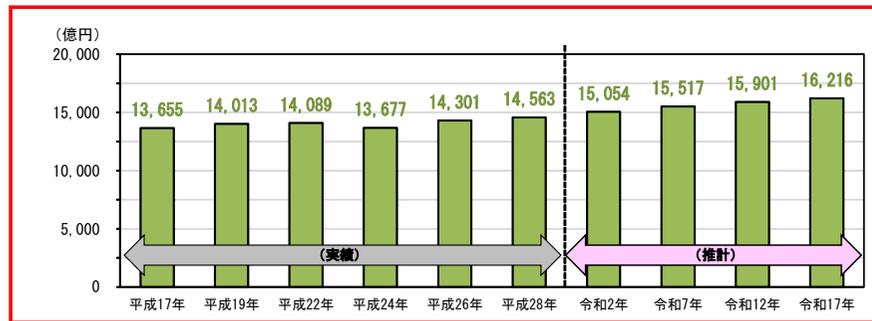
出典：国勢調査、とくしま人口ビジョン



2) 産業の見通し

本区域を構成する5市3町の行政区域全体における産業の見通しとしては、工業出荷額は増加傾向であるが、商品販売額は減少傾向にある。(図3-3・図3-4)

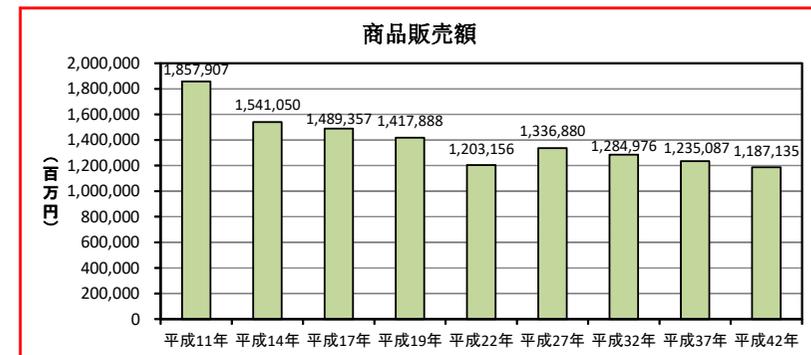
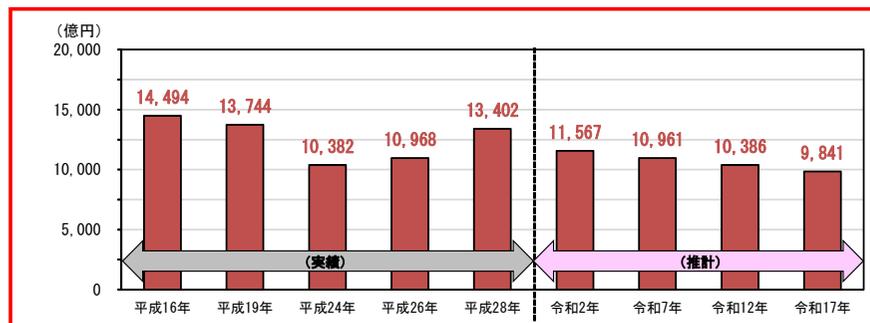
産業の見通しとしては、工業出荷額は微増傾向にあり、商品販売額は減少傾向にある。



注) 平成28年までは工業統計によるデフレータ補正後の実績値、令和2年以降は推計値

出典：工業統計

図3-3 工業出荷額の推移【徳島東部都市計画区域(5市3町行政区域全体)】



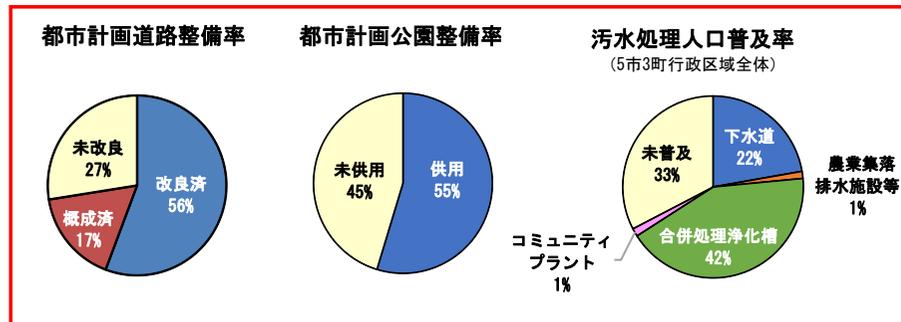
注) 平成28年までは商業統計によるデフレータ補正後の実績値、令和2年以降は推計値

出典：商業統計

図3-4 商品販売額の推移【徳島東部都市計画区域】

3) 都市基盤の整備状況

本区域の都市基盤の整備状況については、都市計画道路の改良率が約5.6%、都市計画公園の供用率が約5.5%、污水处理人口普及率が約6.7%であり、いずれも遅れている。(図3-5)



※都市計画道路整備率、都市計画公園整備率は、令和元年度末現在

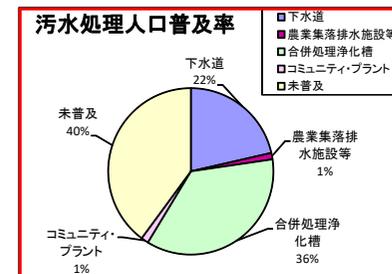
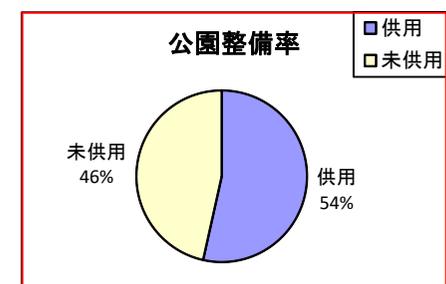
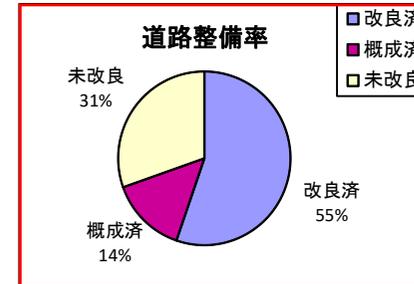
※污水处理人口普及率は、令和2年度末現在

図3-5 都市基盤の整備状況【徳島東部都市計画区域】

4) 区域区分の有無

- ① 本区域の既成市街地では、人口減少、少子高齢化の進展により、空き家や低未利用地が増加している。その一方で、世帯分離による単独世帯の増加等に伴い、郊外への宅地の拡散が見られる。また、商品販売額は減少傾向であるが、徳島市及びその周辺の一般国道11号や55号をはじめとする幹線道路沿道では、モータリゼーションの進展に伴う郊外型商業施設などの開発により、郊外への低密度な市街地の拡大と周辺の優良な集団農地の消失が懸念される。
- ② 工業出荷額は増加傾向であり、徳島南部自動車道や徳島環状道路の整備など、地域の社会、経済活動に大きく貢献する事業も進められていることから、潜在的な土地需要は高いと考えられる。
- ③ 本区域内の道路など都市基盤の整備は遅れている状況であるが、一方で、今後、既存施設の改築・更新や維持管理に要するコストは増加することが見込まれている。このため、人口減少、

一方、都市基盤の整備状況については、道路の改良率が約5.5%、公園の供用率が約5.4%、污水处理人口普及率が約6.0%であり、いずれも遅れている。



※道路整備率、公園整備率、
污水处理人口普及率は、
平成27年度末現在

これらのことから、

- ・本区域では、人口が減少に転じ、工業・商業による新たな土地需要も少ないことから、市街化圧力は低下しており市街地拡大の可能性も小さいと考えられるが、徳島市及びその周辺の一般国道11号や55号の幹線道路沿線では今なお開発圧力が残っており、郊外への低密度な市街地の拡大と周辺の優良な集団農地の消失が懸念される。
- ・本区域内の道路など都市基盤の整備は遅れており、今後も積極的に整備を進めていく必要があり、財政が厳しくなる中で区域を絞って効率的に整備を行う必要がある。

高齢化が進行し、財政状況が厳しくなる中で、一定の人口密度の維持を図りながら、既存ストックを有効活用し、区域を絞って効率的に都市基盤の整備を行う必要がある。

- ④ 区域区分を廃止した場合、従前の市街化調整区域における利便性の高い幹線道路沿道や従前の市街化区域の縁辺部で開発が進むことが予想され、中心市街地のさらなる空洞化の進行や、新たな開発に伴う基盤整備の負担の増加、それに伴う基盤整備のさらなる遅れが懸念される。

また、これまで開発が規制されていた従前の市街化調整区域で利便性の高い地域は地価が上昇し、これに隣接する従前の市街化区域では均衡化により地価が下降するなど、地価に変動を与える恐れがあり、経済への影響も大きいと考えられる。

以上のことから、本区域においては、今後、人口減少、高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、持続可能な都市づくりの実現に向け、適切に土地利用の規制・誘導を行い、低密度な市街地の拡大を抑えつつ、効率的な都市基盤の整備を図る必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとする。

ただし、コンパクト・プラス・ネットワークによる「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成や、各地域の多様性や独自性を尊重し、地域の個性に根ざしたまちづくりの観点を踏まえ、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うものとする。

3-2 区域区分の方針

1) 配置されるおおむねの人口規模

本区域内におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年次 人口	H27年【基準年】 (2015年)	R12年【目標年】 (2030年)
	都市計画区域内人口	501.2千人
市街化区域人口	337.6千人	310.8千人
市街化調整区域内人口	163.6千人	152.1千人

注) H27年の人口は、国勢調査による

- 区域区分を廃止した場合、市街化調整区域であったところで利便性の高い幹線道路沿線や市街化区域の周辺で開発が進むことが予想され、中心市街地のさらなる空洞化の進行や新たな開発に伴う基盤整備の負担の増加、それに伴う基盤整備のさらなる遅れが懸念される。また、これまで開発が規制されていた市街化調整区域で利便性の高い地域は地価が上昇し、これに隣接する市街化区域であったところは地価の均衡化により下降するなど地価に変動を与える恐れがあり、経済への影響も大きい。

と考えられる。よって、本区域においては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する、地方創生拠点連携型の都市構造の実現を目指しており、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備を行い、既成市街地の活力と魅力を高める必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとする。

ただし、各地域の多様性や独自性を尊重し、地域の個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化も必要であり、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うものとする。

3-2 区域区分の方針

1) 配置されるおおむねの人口規模

本区域内における人口を次のとおり想定する。

年次 人口	H22(基準年)	H37	H42
	都市計画区域内人口	513,349人	479,075人
市街化区域人口	343,853人	320,185人	317,447人
市街化調整区域内人口	169,496人	158,890人	157,744人

注) H22人口は、国勢調査による

2) 配置されるおおむねの産業規模

本区域を構成する5市3町の行政区域全体におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定する。

区分		H27年【基準年】 (2015年)	R12年【目標年】 (2030年)
生産規模	工業出荷額	14,301億円	15,901億円
	商品販売額	10,968億円	10,386億円
産業人口	第一次人口	14.8千人	13.4千人
	第二次人口	54.3千人	49.1千人
	第三次人口	163.4千人	147.9千人
	計	232.4千人	210.5千人

注) 工業出荷額及び商品販売額のH27年の数字はH26年の実績値

3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和12年(2030年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	H27年【基準年】 (2015年)	R12年【目標年】 (2030年)
市街化区域の規模	約8,803ha	約8,843ha

注) R12年の市街化区域の規模には、保留フレームに対応する市街化区域面積を含むものとする。



2) 配置されるおおむねの産業規模

本区域内に配置されるおおむねの産業規模を次のとおり設定する。

区分		単位	H22(基準年)	H37
生産規模	工業出荷額	億円	13,638	14,310
	商品販売額	〃	12,032	12,351
産業人口	第一次人口	人	15,301	14,210
	第二次人口	〃	54,153	50,291
	第三次人口	〃	162,721	151,115
	計	〃	232,175	215,616

注1) いずれも行政区域全体の数字である。

注2) H37の各数値はH22国勢調査結果による推計値である。

3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成37年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	H22(基準年)	H37
市街化区域の規模	約8,797ha	約8,803ha

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

コンパクト・プラス・ネットワークによる「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成に向け、市町による立地適正化計画の作成を促進し、災害リスクを踏まえ、居住や都市機能を適切に誘導することにより、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制や自然環境の保全・調和を図るものとする。

また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害など、あらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興まちづくり」の視点から、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転を促進するなど、都市の防災性向上を図るものとする。

さらには、首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤とした「グリーン社会」の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤とした「デジタル社会」の推進による地方創生の観点を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

① 業務地

徳島市においては、県庁及び市役所を中心とした一般国道11号、55号及び192号周辺地区に本区域の業務機能の中枢核としての業務地を配置し、その他の都市においては、市役所や町役場を中心とする地区に業務地を配置し、各地域の中心核として都市機能の充実を図る。

② 商業地

徳島市においては、徳島駅前地区から新町・紺屋町地区の商業集積地に本区域の中心商業核としての商業地を配置するほか、その周辺部及び主要幹線道路沿いに、購買需要に対応した商業地を配置する。その他の都市においては、地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置する。

③ 工業地

臨海部等に計画的に整備、配置されてきた工業地の適切な維持を図るものとするが、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効活用を図る。

④ 流通業務地

重要港湾徳島小松島港及び橘港並びに徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）の他、インターチェンジ周辺の流通拠点を中心として集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する。

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

地方創生拠点連携型の都市構造の形成に努めるため、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制や自然環境の保全・調和を図るものとする。

また、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

業務地については、徳島市においては県庁及び市役所を中心とした一般国道11号、55号及び192号周辺地区に本区域の業務機能の中枢核としての業務地を配置し、その他の都市においては、市役所や町役場を中心とする地区に業務地を配置し、各地域の中心核として都市機能の充実を図る。

商業地については、徳島市においては、徳島駅前地区から新町・紺屋町地区の商業集積地に本区域の中心商業核としての商業地を配置するほか、その周辺部及び主要幹線道路沿いに、購買需要に対応した商業地を配置する。その他の都市においては、地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置する。

工業地については、臨海部等に計画的に整備、配置されてきた工業地の適切な維持を図るものとするが、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効活用を図る。

流通業務地については、重要港湾徳島小松島港及び橘港、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）の他、インターチェンジ周辺の流通拠点を中心として集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する。

⑤ 住宅地

中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化をすすめるとともに、既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置する。

3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a) 住宅地

都市周辺部の市街地は居住環境及び防災面からゆとりある低層低密度な住宅地を基本とするが、中心市街地及びその近隣市街地については、地域特性に応じて土地利用の高度化、複合化を図ることとし、住宅も中高層化し比較的高密度な構成とする。

b) 商業地

J Rの主要駅周辺や幹線道路沿線等従前からの中心市街地は、商業のみならず業務、文化、娯楽、交流の拠点として、地域特性に応じて土地の高度利用を図る。

c) 工業地

工業地は比較的低密度な利用を図り敷地内緑化や景観など地区内外への環境に配慮した密度構成とする。

4) 市街地における住宅建設の方針

a) 既成市街地の定住人口確保

徳島市などの中心市街地においては、商業機能の郊外への展開により人口が減少傾向にあり、再開発事業等により職・遊・住近接に対応した都市型住宅の供給を促進し定住人口の確保を図る。

また、移住・定住の促進に向け、空き家の利活用を図るとともに、遊休施設など既存ストックの活用による移住交流施設や定住促進住宅等の整備、コワーキングスペースの整備、サテライトオフィスの誘致やワーケーションを推進する。

5) 市街地の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

南海トラフ巨大地震等による津波被害や、洪水、雨水出水による浸水被害、土砂災害等が発生する恐れのある区域については、災害リスクの分析・評価を踏まえ、防災・減災対策の実施や避難路・避難場所の確保に努めるなど、災害リスクの回避・低減を図る。特に津波被害が発生する恐れのある区域については、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、都市的土地利用の多い地域では、都市機能を維持するため、建物の耐震化、耐浪化及び高層化について検討する。

また、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化・長寿命化や支援物資が集積できる防災施設等の機能強化を図るとともに、医療施設、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の

住宅地については、中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化をすすめるとともに、既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置する。

3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a) 住宅地

都市周辺部の市街地は居住環境及び防災面から低層低密度な住宅地を基本とするが、中心市街地及びその近隣市街地については、地域特性に応じて土地利用の高度化、複合化を図ることとし、住宅も中高層化し比較的高密度な構成とする。

b) 商業地

J Rの主要駅周辺や幹線道路沿線等従前からの中心市街地は、商業のみならず業務、文化、娯楽、交流の拠点として、地域特性に応じて土地の高度利用を図る。

c) 工業地

工業地は比較的低密度な利用を図り敷地内緑化や景観など地区内外への環境に配慮した密度構成とする。

4) 市街地における住宅建設の方針

a) 既成市街地の定住人口確保

徳島市などの中心市街地においては、商業機能の郊外への展開により人口が減少傾向にあり、再開発事業等により職・遊・住近接に対応した都市型住宅の供給を促進し定住人口の確保を図る。

また、移住・定住の促進に向け、空き家の利活用を図るとともに、遊休施設の活用による移住交流施設や定住促進住宅等の整備を行う。

5) 市街地の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波被害が発生する恐れのある区域については、避難路や津波避難ビルなど避難施設を確保し、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、特に都市的土地利用の多い地域では、都市機能を維持するため、建物の耐震化、耐浪化及び高層化について検討する。

また、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化・長寿命化や支援物資が集積できる防災施設等の機能強化を図るとともに、医療施設、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の

災害リスクの低い地域への立地誘導など、都市施設の配置や用途地域の見直しに努める。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生の実現に向けた「事前復興まちづくり計画」策定や、応急仮設住宅の建設候補地の検討を進めるなど、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。

b) 土地の高度利用に関する方針

徳島駅前周辺等各市町の「顔」となる既成市街地について、再開発事業等を通じて土地の高度利用を促進し、商業・業務のみならず、住居、文化、娯楽等高次な都市機能を有した市街地として再生し、中心市街地の活性化を図る。

c) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地域の特性に応じて、住宅・商業・工業の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図るため、用途の純化も視野に入れ、居住環境の改善に努める。

また、公共交通機関や医療・福祉施設、便利施設等が整備されている中心市街地等については、用途の複合化により、居住の促進を図り、効率的な都市の形成を図る。今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効利用を図る。

d) 居住環境の改善又は維持に関する方針

道路幅員が狭く、老朽化した木造住宅が密集する地域等においては、地震時の建物倒壊による道路閉塞や火災の延焼を防止するため、防火地域の指定や建築物の不燃化を促進するとともに、土地区画整理事業等の活用により、安全・安心なまちづくりを行う。

また、空き家については、実情を踏まえ、不良な空き家を除却するとともに、健全な空き家については移住・定住に向けた利活用を進める。

e) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳島市の城山等、市街地における貴重な緑は積極的に保全を図るとともに、賑わいのある都心の景観やまちなかの自然と調和した景観づくりに努める。

また、市街地内の道路や公園等の緑化を推進するとともに、公共施設や民有敷地内における建築物の屋上等の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑豊かで良好な都市環境の形成を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災の観点から、維持の必要のある農地については、生産緑地制度の活用や田園住居地域の指定等を視野に入れながら、グリーンインフラとして、計画的な活用・保全に努める。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

洪水、雨水出水による浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある災害リスクの高い区域に

災害リスクの低い地域への立地誘導など、都市施設の配置や用途地域の見直しに努める。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、復興まちづくり計画を見据え、応急仮設住宅の建設候補地の検討を進めるなど平時から事前準備や合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、事前に検討しておく。

b) 土地の高度利用に関する方針

徳島駅前周辺等各市町の「顔」となる既成市街地について、再開発事業等を通じて土地の高度利用を促進し、商業・業務のみならず、住居、文化、娯楽等高次な都市機能を有した市街地として再生する。

c) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地域の特性に応じて、住宅・商業・工業の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図るため、用途の純化も視野に入れ、居住環境の改善に努める。

また、公共交通機関や医療・福祉施設、便利施設等が整備されている中心市街地等については、用途の複合化により、居住の促進を図り、効率的な都市の形成を図る。今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効利用を図る。

d) 居住環境の改善又は維持に関する方針

道路幅員が狭く、老朽化した木造住宅が密集する地域等においては、地震時の建物倒壊による道路閉塞や火災の延焼を防止するため、防火地域の指定や建築物の不燃化を促進するとともに、土地区画整理事業等の活用により、安全・安心なまちづくりを行う。

また、空き家については、実情を踏まえ、不良な空き家を除却するとともに、健全な空き家については移住・定住に向けた利活用を進める。

e) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳島市の城山等、市街地における貴重な緑は積極的に保全を図るとともに、賑わいのある都心の景観やまちなかの自然と調和した景観づくりに努める。

また、市街地内の道路や公園等の緑化を推進するとともに、公共施設や民有敷地内における建築物の屋上等の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑の多い良好な都市環境の形成を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災の観点から、維持の必要のある農地については、生産緑地制度の活用など、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

洪水、雨水出水による浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある区域については、安全な

については、安全な地域への居住誘導や開発許可制度の厳格化による新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制を行う。

また、津波による浸水被害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、大規模既存集落が形成された地域では、津波避難タワーなど避難施設の確保や建物の耐浪化等により、特定避難困難地域の解消や、集落維持が継続できる地域の形成に努める。

なお、災害リスクの低い地域は、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、必要に応じて浸水被害が想定される地域からの移転の候補地として検討を行う。

さらには、中央構造線活断層地震など直下型地震による被害を最小限に抑えるため、特定活断層の直上では、多数の人が利用する施設及び危険物貯蔵施設等の特定施設の新築等を回避するなど、土地利用の適正化を図るとともに、特定活断層調査区域に立地する建築物を安全な地域へ移転できるよう配慮する。

b) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域において、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安定供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用に十分配慮する。

c) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の海岸線には、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園が存在し、自然海岸の景勝地として優れており、また、徳島市の眉山、徳島市と小松島市にわたる日峰山、阿南の津乃峰山など山地・丘陵地の自然景勝地も存在する。これら豊かな自然の中にあつて、多くの人が集まる景勝地については、今後も景観や環境の維持、保全に努める。

d) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

コンパクト・プラス・ネットワークによる「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成や自然環境や営農環境を保全する観点から、無秩序な開発の抑制に努める。また、一定のまとまりのある既存集落においては、周辺の田園・自然環境が調和したゆとりある良好な居住環境の確保に努め、地域コミュニティの維持を図る。

高規格道路網の整備に伴い、工業・流通業務機能の集積・維持・強化が図られるインターチェンジ周辺や幹線道路の沿道地区、土地利用の動向等から良好な環境の確保を図るため住宅や居住者のための便利施設等の建設が必要とされる地区等については、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、災害リスクや周辺の農業・自然環境の保全の観点を踏まえうえで、地域住民と合意形成を図りながら、地域の実情に応じて地区計画等の導入を図るものとする。

また、市街化調整区域における開発許可制度については、災害リスクを踏まえ適切に運用するとともに、建築形態等については、周辺環境と調和した基準を定めることにより、今後とも良好な環境を維持する。

地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制の検討を行う。

また、津波による浸水被害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、大規模既存集落が形成された地域では、津波避難タワーなど避難施設の確保や建物の耐浪化等により、特定避難困難地域の解消や、集落維持が継続できる地域の形成に努める。

なお、災害リスクの低い地域は、必要に応じて浸水被害が想定される地域からの移転の候補地とするなど検討を行う。

さらには、中央構造線活断層地震など直下型地震による被害を最小限に抑えるため、特定活断層の直上では、多数の人が利用する施設及び危険物貯蔵施設等の特定施設の新築等を回避するなど、土地利用の適正化を図るとともに、特定活断層調査区域に立地する建築物を安全な地域へ移転できるよう配慮する。

b) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域において、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安定供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用に十分配慮する。

c) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の海岸線には、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園が存在し、自然海岸の景勝地として優れており、また、徳島市の眉山、徳島市と小松島市にわたる日峰山、阿南の津乃峰山など山地・丘陵地の自然景勝地も存在する。これら豊かな自然の中にあつて、多くの人が集まる景勝地については、今後も景観や環境の維持、保全に努める。

d) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

平成37年に想定される市街化区域のおおむねの規模では、同年に目標とする市街化区域人口の一部を受け入れられないが、今後、市街化区域内の未利用地や空き家を最大限活用するなど、集約型都市構造の形成に努め、次回の見直しまでの間は市街化調整区域から市街化区域への随時編入は行わない。

また、市街化調整区域において良好な住宅市街地の計画的整備が行われる区域や四国横断自動車道の整備に伴い、工業・流通業務機能の集積・維持・強化が図られるインターチェンジ周辺区域、土地利用の動向等から不良な街区の環境が形成される恐れがある区域については、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、周辺の農業地域、森林地域の保全を考慮しながら、整備の必要性に応じて地区計画等の導入を図るものとする。

また、市街化調整区域の建築形態については、周辺環境と調和した基準を定めることにより今後とも良好な環境を維持する。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

本区域は、本県の経済・文化・行政の集積地であり、重要港湾徳島小松島港及び橘港並びに徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）などの交通・物流拠点が配置されており、高規格道路網と一体となり形成される「陸・海・空」の広域交通体系の整備により、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関としての役割を担っている。しかしながら、徳島南部自動車道や阿南安芸自動車道においてミッシングリンクが存在しており、広域的に配置された拠点間の交流や連携を強化するため、高規格道路網の整備を促進する必要がある。

区域内の道路については、一般国道11号、55号及び192号が徳島市中心市街地でT字状に交差し、都市内交通や通過交通が集中していることや、吉野川をはじめ、大きな河川が多く、橋梁部に交通が集中していることから、交通渋滞が依然深刻な状況であるため、交通分散を図る道路ネットワーク整備を推進する必要がある。また、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害に備えるため、緊急輸送道路や避難路としての役割を担う道路の整備や橋梁の耐震化を推進する必要がある。

鉄道やバス等の公共交通については、交通渋滞の緩和、高齢化社会への対応、脱炭素社会の実現に向け、「公共交通の最適化」、「利便性の向上」、「利用促進」を図り、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成する必要がある。

このような背景や課題から以下の整備方針等に基づき交通体系の整備を図る。

○ 交通体系の整備の方針

■ 広域交通ネットワークの形成

- ・交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、高規格道路網の整備を促進するとともに、インターチェンジへのアクセス道路等の整備を行う。
- ・高規格道路網等の整備に当たっては、4車線化等による安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮する。

■ 都市内交通の円滑化

- ・中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の分散による交通の円滑化を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進める。また、徳島市中心部において鉄道の高架化を進め、踏切除却による安全性の向上、高架と合わせた街路網整備を図る。

■ 特色あるまちづくりを支援する道路整備

- ・観光振興や地域活性化など地域のまちづくりと連携した道路整備を行う。

■ 信頼性の高い道路ネットワークの構築

- ・災害時における救援や復旧・復興活動を支える緊急輸送道路等の整備や耐震化等を推進

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

本区域は、本県の経済・文化・行政の集積地であり、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路の高速交通網の整備により、四国の玄関都市として重要な交通の結節点としての役割を果たしている。今後、高速道路網、重要港湾徳島小松島港及び橘港、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）等、陸・海・空の広域的根幹的な交通網の整備により交流が拡大し、近畿圏をはじめ全国との結びつきが一層深まり、本区域の果たす役割が増大することが見込まれる。

また、区域内の道路網については、災害の際には緊急輸送路や避難路としての役割も果たしている中、一般国道11号と192号の交差点等、主要道路が徳島市の市街地を経由するため、交通渋滞が大きな問題となっている。

このような背景や課題から以下の整備方針等に基づき交通体系の整備を図る。

○ 交通体系の整備の方針

- ・交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、高速道路網や高速道路へのアクセス道路等の整備を行う。
- ・中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めるとともに、徳島市中心部において鉄道の高架化を進め、踏切除却による安全性の向上、高架と合わせた街路網整備を図る。また、バス路線網の再編やパークアンドバスライドの推進など、公共交通機関を利用した交通体系を確立するとともに、時差出勤等交通需要マネジメント（TDM）施策を推進し渋滞の解消を図るなど、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善を推進する。

するとともに、計画的な維持管理・更新による老朽化対策を行い、信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る。

■ 居心地が良く歩きたくなる空間づくり

- ・ 快適で安全な生活環境の形成を図るため、中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備を図り、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図るとともに、歩行空間と一体となったゆとりあるオープンスペースの創出など、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを促進する。

■ コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

- ・ 徳島文化芸術ホール（仮称）や周辺施設への利便性向上を図るJR牟岐線への新駅設置をはじめ、まちづくりと連携した交通結節点の整備を推進する。
- ・ バス路線網の再編やパークアンドライドによるモーダルミックスや時差出勤等、交通需要マネジメント（TDM）施策を推進するとともに、つなぐシステム（MaaS）の実装等によるシームレス化の推進など、「公共交通の最適化」、「利便性の向上」、「利用促進」に取り組み、交通渋滞の緩和や温室効果ガスの排出の抑制を図る。

■ その他

- ・ 交通渋滞の緩和、脱炭素社会の実現、健康増進、観光振興など様々な効果が期待される自転車の利用を推進するため、自転車通行空間や自転車駐輪場の整備等に取り組む。
- ・ EV充電施設や水素ステーション等の整備、水素バスの導入推進を進め、次世代エコカーの普及を促進する環境の構築を図る。
- ・ 長期間未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

○ 計画水準

- ・ 整備方針に基づき、土地利用と整合した道路の整備を計画的、効率的に進めるため、都市内道路の目標とすべき整備水準として、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の市街地面積1km²あたりの延長密度を次のとおりとする。

年次	<u>H27年【基準年】</u> <u>(2015年)</u>	<u>R12年【目標年】</u> <u>(2030年)</u>
目標水準	<u>1.51km</u>	1.53km

b) 主要な施設の配置の方針

○ 道路

- ・ 徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道の整備及び高規格道路網に接続するアクセス道路の整備を推進する。
- ・ 徳島環状道路、内環状道路の2つの環状道路と（都）東吉野町北沖洲線（（県）沖ノ洲埠頭線）等の放射道路を計画的、体系的に整備する。
- ・ 鳴門ウチノ海総合公園へのアクセス道である（都）黒山中山線（（主）鳴門公園線）等、

- ・ 快適で安全な生活環境の形成を図るため、中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備を図り、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図る。
- ・ 地域活性化施策とタイアップした道路の整備を行う。
- ・ 高速道路網等の整備に当たっては、4車線化等による安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮する。

○ 計画水準

- ・ 整備方針に基づき、土地利用と整合した道路の整備を計画的、効率的に進めるため、都市内道路の目標とすべき整備水準として、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の市街地面積1km²あたりの延長密度を次のとおりとする。

年次	<u>H22（基準年）</u>	<u>H37</u>
目標水準	<u>1.45km</u>	1.53km

b) 主要な施設の配置の方針

○ 道路

- ・ 四国横断自動車道、阿南安芸自動車道の整備及び広域高速道路網に接続する元町沖洲線等のアクセス道路の整備を推進する。
- ・ 徳島外環状道路、内環状道路の2つの環状道路と（都）東吉野町北沖洲線（（県）沖ノ洲埠頭線）等の放射道路を計画的、体系的に整備する。
- ・ 鳴門ウチノ海総合公園へのアクセス道である（都）黒山中山線（（主）鳴門公園線）等、

観光振興や地域活性化などまちづくりを支援する道路の整備を推進する。

- ・緊急輸送道路等の整備や耐震化の推進など機能強化を図るとともに、計画的な維持管理・更新による老朽化対策に取り組む。
- ・中心市街地における道路の歩道整備や無電柱化を促進する。

○ 鉄道

- ・徳島文化芸術ホール（仮称）や周辺施設への利便性向上を図るため、J R 牟岐線への新駅設置を推進する。
- ・踏切による交通渋滞の解消と通行の安全化、円滑化を図るだけでなく市街地整備の面でも大きな効果をもたらす徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道の高架化を行う。特に徳島市中心部では、鉄道の高架化に合わせて実施する街路網整備によって市街地の分断を解消し、救急活動の迅速化や避難路の確保、また津波浸水に対しては高架駅が一時避難場所になるなど、都市防災機能の強化を図る。
- ・県外との広域交通や県内の生活交通の主要公共交通機関として、さらに輸送機能向上のため高速化を図る。

○ その他

- ・今後の海上輸送へのモーダルシフトや高規格道路網の整備による広域交通体系を強化するため、港湾計画に基づき、本県の総合的な流通港湾として重要港湾徳島小松島港の整備を行い、また、重要港湾橘港を工業開発拠点港湾として整備を進める。
- ・公共交通の利用促進に向け、交通管理システムやバス専用レーン等の維持・活用、パークアンドライドの充実化や駐車場、自転車駐輪場の整備等を促進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○ 道路

■ 広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備

- (都) 阿南鳴門線 (徳島南部自動車道 (徳島津田IC～阿南IC)、阿南安芸自動車道(桑野道路、福井道路))
- (都) かちどき橋橋線 ((国) 55号阿南道路)
- (主) 徳島空港線
- (県) 徳島津田インター線
- (主) 阿南勝浦線
- (主) 阿南小松島線

■ 都市部の渋滞緩和のための道路の整備

- (都) 徳島南環状線 ((国) 192号徳島南環状道路)
- (都) 徳島西環状線 ((主) 徳島環状線)

地域活性化施策を支援する道路の整備を促進する。

- ・大規模自然災害時のリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、耐震化の推進など機能強化を図る。

○ 鉄道

- ・踏切による交通渋滞の解消と通行の安全化、円滑化を図るだけでなく市街地整備の面でも大きな効果をもたらす徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道の高架化を行う。特に徳島市中心部では、鉄道の高架化に合わせて実施する街路網整備によって市街地の分断を解消し、救急活動の迅速化や避難路の確保、また津波浸水に対しては高架駅が一時避難場所になるなど、都市防災機能の強化を図る。
- ・県外との広域交通や県内の生活交通の主要公共交通機関として、さらに輸送機能向上のため高速化を図る。

○ その他

- ・今後の海上輸送需要への対応や広域高速道路網の整備に伴い、港湾計画に基づき、本県の総合的な流通港湾として重要港湾徳島小松島港の整備を行い、また、重要港湾橘港を工業開発拠点港湾として整備を進める。
- ・公共交通の利用促進に向けて、交通管理システムやバス専用レーン等の維持・活用、パークアンドライドシステムの充実化や駐車場、自転車駐輪場の整備等を促進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

○ 道路

■ 広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備

- (都) 阿南鳴門線 (四国横断自動車道 (阿南IC～徳島ICT)、阿南安芸自動車道(桑野道路、福井道路))
- (都) かちどき橋橋線 ((国) 55号阿南道路)
- (都) 江田小松島港線 ((主) 小松島港線)
- (都) 津田新浜本町線 ((県) 津田インター線)
- (主) 阿南勝浦線
- (主) 阿南小松島線
- (都) 元町沖洲線 ((県) 徳島東インター線)

■ 都市部の渋滞緩和のための道路の整備

- (都) 徳島南環状線 ((国) 192号徳島南環状道路)
- (都) 徳島西環状線 ((主) 徳島環状線)

(都) 徳島東環状線 ((主) 徳島環状線)
(都) 住吉万代園瀬橋線 ((県) 宮倉徳島線の一部等)

(都) 東吉野町北沖洲線 ((県) 沖ノ洲埠頭線)

■ 観光振興や地域活性化等を支援する道路の整備

(都) 黒山中山線 ((主) 鳴門公園線)

○ 鉄道

- ・ 徳島文化芸術ホール (仮称) に隣接する J R 牟岐線への新駅設置の推進
- ・ 徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高德線及び牟岐線の鉄道高架化の推進

○ 空港・港湾

- ・ 重要港湾徳島小松島港の整備
- ・ 重要港湾橘港の整備

(都) 徳島東環状線 ((主) 徳島環状線)
(都) 住吉万代園瀬橋線 ((県) 宮倉徳島線の一部等)

(都) 元町沖洲線 ((主) 沖ノ洲徳島本町線)

(都) 東吉野町北沖洲線 ((県) 沖ノ洲埠頭線)

・ 地域活性化施策等を支援する道路の整備

(都) 黒山中山線 ((主) 鳴門公園線)

○ 鉄道

- ・ 徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高德線及び牟岐線の鉄道高架化の促進

○ 空港・港湾

- ・ 重要港湾徳島小松島港の整備
- ・ 重要港湾橘港の整備



図4-1 整備方針図(交通施設)



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○ 基本方針

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点に基づき、市街化の動向、人口減少・高齢化等社会構造の変化の見通し、住民の意向や地域のニーズ等を踏まえ、地域の実情に応じて、下水道、合併処理浄化槽及び集落排水施設等から最適な整備手法を選択し、汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進する。また、今後、施設や設備の老朽化対策や維持管理に要する費用の増加も見込まれることから、計画的な維持管理・更新に努める。

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、「流域治水」の考え方を盛り込みながら河川の治水安全度を向上させ、都市浸水対策を強化するとともに、南海トラフ巨大地震に備えた、地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靱化を図る。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全を図るとともに、既存施設の計画的な維持管理・更新に努める。

○ 計画水準

「(仮称)とくしま生活排水処理構想2022」に示す令和17年度の汚水処理人口普及率を目標に徳島市、阿南市、吉野川市及び旧吉野川流域下水道関連1市2町で引き続き公共下水道の整備を促進する。

本区域の河川について、河川整備計画で定める目標流量を安全に流下させるための河川整備などを実施するとともに、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 下水道

公共下水道及び旧吉野川流域下水道については、人口減少・高齢化等の社会構造の変化に対応し、持続可能な下水道サービスが提供できるよう効率的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図る。

また、地震・津波・洪水等による災害時においても、汚水処理・雨水排除機能の維持又は早期回復を図るため、耐震化及び耐水化を推進する。

○ 河川

本区域の河川について、河川整備計画で定める目標流量を安全に流下させるため、築堤や河道掘削等の河川整備などを実施するとともに、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。

また、水環境改善に取り組むことにより、安全面だけでなく水質浄化等うるおいのある水辺空間を創出し良好な都市空間づくりを推進する。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○ 基本方針

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進する。

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに南海トラフ地震に備えた、地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靱化を図る。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○ 計画水準

「とくしま生活排水処理構想2017」に示す平成37年度の汚水処理人口普及率を目標に徳島市、阿南市、吉野川市及び旧吉野川流域下水道関連1市2町で引き続き公共下水道の整備を促進するとともに、小松島市においても早期供用を目指す。

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるための河川整備を実施するとともに、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 下水道

公共下水道については、徳島市他4市2町で都市計画決定されている6,684haを主体に管渠整備と処理場建設のバランスのとれた整備を進め、旧吉野川流域下水道についても藍住町、板野町を含む約4,524haにおいて整備を進め、普及率の向上を図る。

また、地震・津波による災害時においても、汚水処理機能の維持又は早期回復を図るため、下水道施設の耐震化及び津波対策を推進する。

○ 河川

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるため、築堤や河道掘削等の河川整備を実施するとともに、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。

また、水環境改善に取り組むことにより、安全面だけでなく水質浄化等うるおいのある水辺空間を創出し良好な都市空間づくりを推進する。

○ 海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修や液状化対策などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

○ 下水道

公共下水道事業	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、 松茂町、北島町
旧吉野川流域下水道事業	<u>鳴門市、松茂町、北島町</u>
<u>都市下水路事業</u>	<u>徳島市、阿南市</u>

○ 河川

直轄河川改修事業	吉野川、旧吉野川、今切川、那賀川、 <u>派川那賀川、</u> 桑野川
広域河川改修事業	飯尾川、西大堀川、園瀬川、多々羅川、 桑野川、岡川、勝浦川
総合流域防災事業	<u>新町川</u> 、政所谷川、立江川、大津田川、福井川、 苜屋川
河川管理施設長寿命化事業	新町川、多々羅川、冷田川、飯尾川、大谷川、 新池川、出島川、苜屋川、立江川、田野川、 芝生川、新堀川、豊ノ本川、太田川、打樋川（徳島）、 打樋川（阿南）
地震高潮対策河川事業	撫養川、福井川、勝浦川

○ 海岸

海岸侵食対策事業	坂野地区海岸、今津地区海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	<u>鳴門地先海岸</u> 、撫養港海岸、徳島小松島港海岸、 <u>中島港海岸</u> 、橘港海岸
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	堂の浦地先海岸、小池地先海岸、高島地先海岸、 三ツ石地区海岸、福池地先海岸、鳴門地先海岸、 撫養港海岸、栗津港海岸、松茂地区海岸、 今切港海岸、小松地先海岸、徳島小松島港海岸、 坂野地区海岸、今津地区海岸、中島港海岸、 富岡港海岸、見能林地区海岸、橘港海岸

○ 海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修や液状化対策などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

○ 下水道

公共下水道事業	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、 松茂町、北島町
旧吉野川流域下水道事業	

○ 河川

直轄河川改修事業	吉野川、旧吉野川、今切川、那賀川、桑野川
広域河川改修事業	飯尾川、西大堀川、園瀬川、多々羅川、 桑野川、岡川、勝浦川
総合流域防災事業	<u>田野川</u> 、政所谷川、立江川、大津田川、福井川、 苜屋川
河川管理施設長寿命化事業	新町川、多々羅川、冷田川、飯尾川、大谷川、 新池川、出島川、 <u>蛭地川</u> 、苜屋川、立江川、田野川、 芝生川、新堀川、豊ノ本川、太田川、打樋川（徳島）、 打樋川（阿南）
地震高潮対策河川事業	撫養川、 <u>大谷川</u> 、福井川、 <u>苜屋川</u> 、立江川、 <u>新堀川</u> 、 <u>豊ノ本川</u> 、 <u>多々羅川</u> 、冷田川、勝浦川

○ 海岸

海岸侵食対策事業	坂野地区海岸、今津地区海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	撫養港海岸、徳島小松島港海岸、 <u>坂野地区海岸</u> 、 <u>今津地区海岸</u> 、 <u>富岡港海岸</u> 、 橘港海岸
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	堂の浦地先海岸、小池地先海岸、高島地先海岸、 三ツ石地区海岸、福池地先海岸、鳴門地先海岸、 撫養港海岸、栗津港海岸、松茂地区海岸、 今切港海岸、小松地先海岸、徳島小松島港海岸、 坂野地区海岸、今津地区海岸、中島港海岸、 富岡港海岸、見能林地区海岸、橘港海岸

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、社会動向や人口動態に対応するとともに、長期的な展望に立って都市基盤施設と一体的、系統的に各都市施設の整備を図るものとする。また、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する都市施設については、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、今後も循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制、分別について啓発するとともに、ごみの再利用化、再資源化を推進する施設の整備を推進する。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、長期的展望に立ち、広域的、効率的な処理体制の構築や、地域住民の理解と協力が得られるよう環境に配慮した施設整備を推進する。

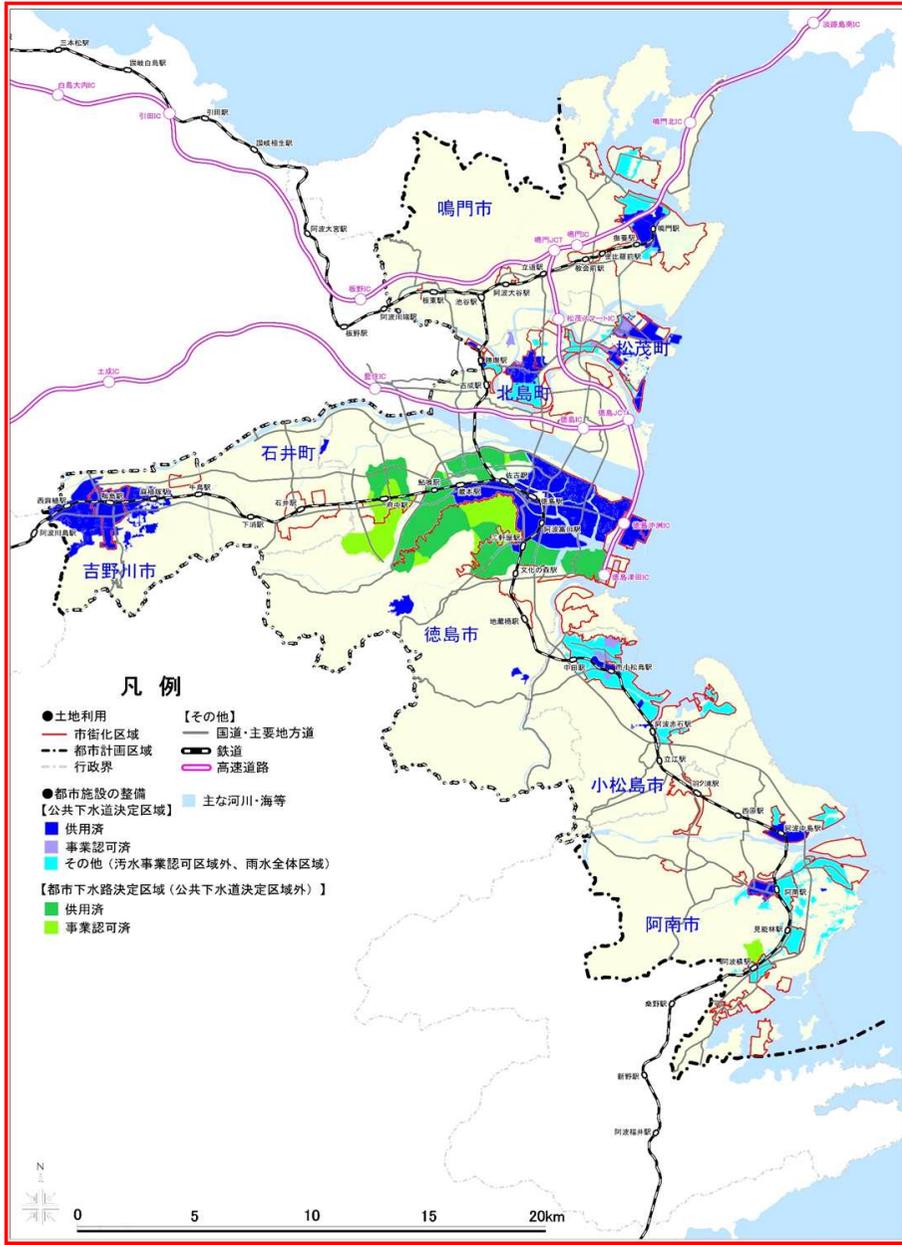


図4-2 整備方針図（下水道）

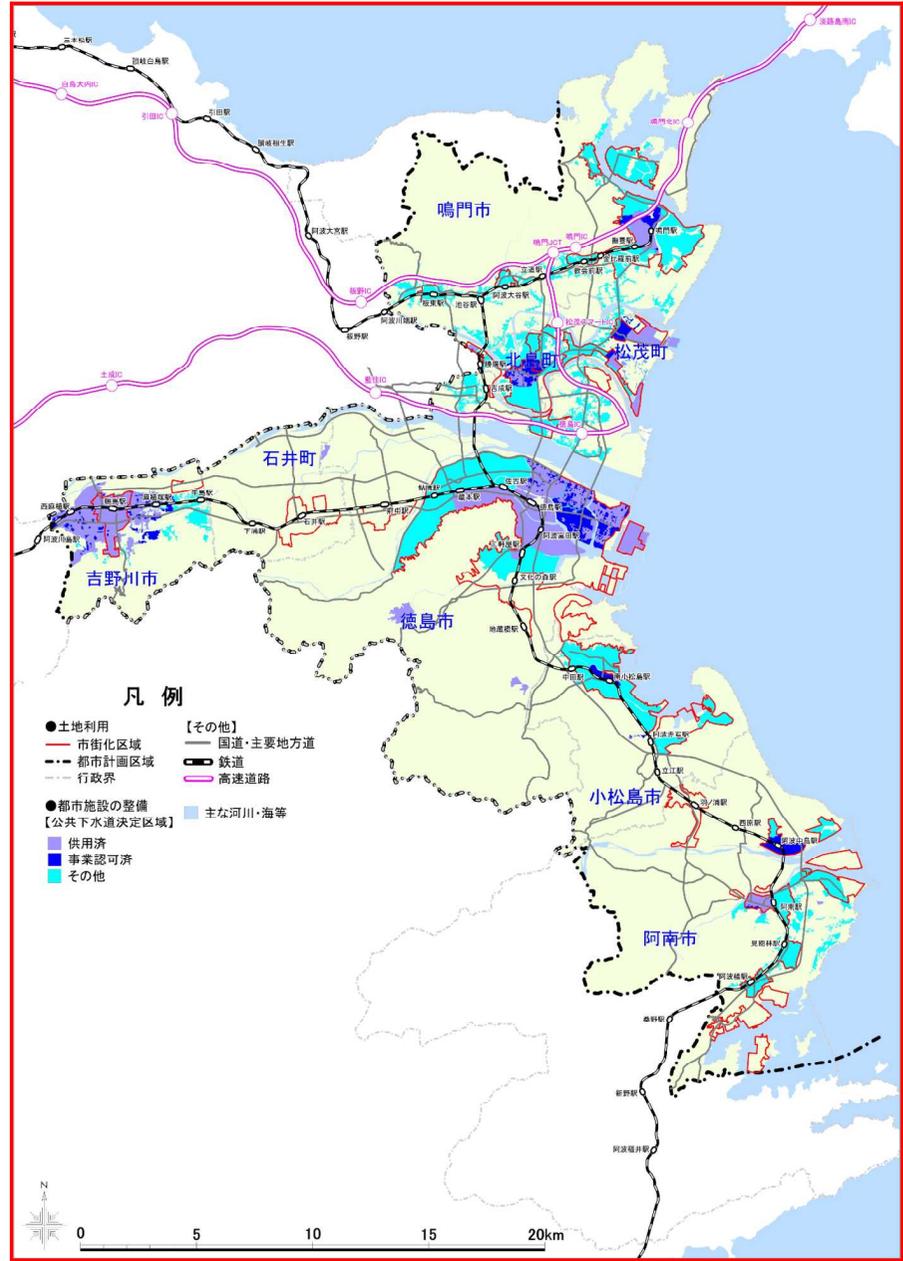




図4-3 整備方針図（河川・海岸）

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、社会動向や人口動態に対応するとともに、長期的な展望に立って都市基盤施設と一体的、系統的に各都市施設の整備を図るものとする。また、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する都市施設については、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、今後も循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制、分別について啓発するとともに、ごみの再利用化、再資源化を推進する施設の整備を推進する。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、長期的展望に立ち、広域的、効率的な処理体制の構築や、地域住民の理解と協力が得られるよう環境に配慮した施設整備を推進する。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 駅周辺等の中心市街地において、商業機能の郊外化等により空き店舗の増加が見られる地区や、既存施設の老朽化等に伴う再整備等が必要な地区については市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化を進め、魅力ある市街地、商店街として再生を図る。

既成市街地においては、細街路が未整備の地区や老朽化した木造住宅が密集した地区が見られ、このような地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上を図る。

特に、徳島市中心市街地においては、県都の顔としてふさわしい拠点施設の整備や水辺環境と一体となった都市景観の構築により、都市機能が集積した活力と魅力ある市街地を形成し、中心市街地の活性化を図る。また、徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高徳線・牟岐線の沿線及びその周辺においては、鉄道により市街地が分断され、一体的なまちづくりや交通の円滑化を図る上で支障となっている。このため、鉄道の高架化とともに、街路整備事業を併せて実施することにより、安全・安心、かつ利便性が高く賑わいのあるまちづくりを行うものとする。

2) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施を予定している市街地開発事業等は以下のとおりである。

○市街地再開発事業

・徳島市 新町西地区第一種市街地再開発事業

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 駅周辺等の中心市街地において、商業機能の郊外化等により空き店舗の増加が見られる地区については市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化を進め、魅力ある市街地、商店街として再生を図る。

既成市街地においては、細街路が未整備の地区や老朽化した木造住宅が密集した地区が見られ、このような地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上を図る。

特に、徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高徳線・牟岐線の沿線及びその周辺においては、鉄道による市街地の分断の解消とともに基盤整備を行う必要がある地区が多い。このため、鉄道の高架化とともに、街路整備事業を併せて実施することにより、安全・安心、かつ利便性が高く賑わいのあるまちづくりを行うものとする。

また、幹線道路周辺への市街化圧力は今後も続くものと予想され、無秩序な開発や周辺環境への影響が懸念される。このような地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、秩序ある開発を誘導することにより、周辺環境との調和を図る。

2) 市街地整備の目標

徳島市の新町西地区において、市街地の整備を進める。

○その他

- ・徳島市 徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業及び周辺整備事業

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されている。また、市街地やその近傍に徳島市の眉山や城山に代表されるような自然環境及び多様な機能を果たす都市農地が残され、一方、海岸線には国立公園や国定公園に指定されるなど景勝に優れた自然も豊富に有した地域であり、住民の自然環境に対する意識も高い。

このため、市街地の開発等に当たっては、現況の豊かな自然環境に配慮し、調和を図りながら計画的に行い、保全に努めるとともに、市街地の外側では、公園、農地等の整備及び自然環境の再生など地域の状況に応じて検討する。また、レクリエーション施設としての機能に加え、避難場所や延焼遮断など防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めるものとする。

さらに、気候変動による自然環境の悪化を防止するため、魅力ある都市空間や水辺空間などにおける地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を推進するとともに、森林、農地、河川における水の涵養機能の維持、向上を図ることにより、健全な水循環の維持、回復を図るものとする。また、道路・建物等施設の緑化を推進し、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園など、都市の緑地の連続性の確保によるヒートアイランド現象の緩和や生態系の保全など、良好な景観形成、生物の生息場の提供、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みに努めるものとする。

なお、長期間未着手となっている都市計画公園については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

■緑地の確保目標水準（おおむね20年後）

緑地確保目標	都市計画区域に対する割合
約9,200ha	約17.4%

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は次のとおりとする。

年次	H27年【基準年】	R12年【目標年】
	(2015年)	(2030年)
目標水準	10.2m ² /人(実数)	11.3m ² /人

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

本区域における河川・海岸や山林等の豊かな自然環境については、動植物の生息・生育空

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されている。また、市街地やその近傍に徳島市の眉山や城山に代表されるような自然環境及び多様な機能を果たす都市農地が残され、一方、海岸線には国立公園や国定公園に指定されるなど景勝に優れた自然も豊富に有した地域であり、住民の自然環境に対する意識も高い。

このため、市街地の開発等に当たっては、現況の豊かな自然環境に配慮し、調和を図りながら計画的に行い、保全に努めるとともに、市街地の外側では、公園、農地等の整備及び自然環境の再生など地域の状況に応じて検討する。また、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めるものとする。

さらに、気候変動による自然環境の悪化を防止するため、魅力ある都市空間や水辺空間などにおける地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を推進するとともに、森林、農地、河川における水の涵養機能の維持、向上を図ることにより、健全な水循環の維持、回復を図るものとする。また、道路・建物等施設の緑化を推進し、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園など、都市の緑地の連続性の確保によるヒートアイランド現象の緩和や生態系の保全など、良好な景観形成、生物の生息場の提供、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みに努めるものとする。

なお、長期間未着手となっている都市計画公園については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

■緑地の確保目標水準（おおむね20年後）

緑地確保目標	都市計画区域に対する割合
約9,200ha	約17.4%

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は次のとおりとする。

年次	H22(基準年)	H37
	目標水準	9.5m ² /人(実数)

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する山林、河川（吉野川、勝浦川、那賀川水系）、海岸（鳴門市島

間の拠点となる水と緑の骨格軸として保全する。また、地域住民との協働により、ビオトープの創出・保全や、道路・施設・建物等の緑化を推進するとともに、周辺の農地や公園・緑地との連続性を確保することで、都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和を図る。

b) レクリエーション系統

公園・緑地は、自然、文化、人とのふれあいの場であり、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、住民や利用者のニーズを踏まえ、地域の特性を活かした公園・緑地を適切に配置・整備する。

日常的なレクリエーション活動の場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、住民が容易に利用できる地域のコミュニティ形成の場として整備するとともに、適切な維持管理に努める。

また、スポーツ・レクリエーション活動施設については、県南部の拠点として「健康」をテーマとした南部健康運動公園の整備を推進するとともに、蔵本公園や鳴門総合運動公園等、既存の公園施設については、計画的な維持管理・更新による老朽化対策に取り組む。

c) 防災系統

地震、津波による広域的かつ大規模な災害に対応するため、蔵本公園、鳴門総合運動公園及び南部健康運動公園など広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、施設の防災機能の強化を図るとともに、緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点機能を強化することにより、地域防災力の向上を図る。

また、市街地内の緑地については、延焼防止のためのオープンスペースや雨水の貯留浸透等の機能、眉山山稜、津乃峰山麓など市街地に隣接する樹林地帯等については、土砂の流出防止や雨水の貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラとして保全を図る。

d) 景観構成系統

都市に潤いを与える水辺空間と、都市にやすらぎを与える緑地による水と緑が豊かで良好な都市景観の形成を図る。

徳島市の眉山や城山をはじめ、良好な自然的景観を形成している区域は風致地区として保全・維持に努める。

また、鳴門市のドイツ村公園をはじめ、歴史的・文化的な施設の周辺等においては、良好な景観の維持・向上に努める。

田島から阿南市橋湾に至る）等の既存緑地を適切に保全するとともに、市街地内でシンボルとして溶け込んでいる緑（徳島市の眉山及び城山等）の保全を図る。さらに、公共施設の緑化やビオトープにより、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全を図る。

また、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全する。

b) レクリエーション系統

都市公園は、自然、文化、人とのふれあいの場であり、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、地域の特性を活かした特色ある緑地を保全、整備、配置する。

徳島市の自然の景勝地である日峯大神子地区、市街地に隣接した文化的意義の高い阿波史跡公園や徳島市総合動植物公園を中心とした地区、鳴門市のスポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全を図る。

また、県南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として「健康」をテーマとした南部健康運動公園を中心とした地区の緑地の整備を行い、良好なレクリエーション環境を創造する。

c) 防災系統

地震、津波による広域的かつ大規模な災害に対応するため、蔵本公園、鳴門総合運動公園及び南部健康運動公園など広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、機能強化により地域防災力の向上を図るとともに、緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

災害の抑止あるいは災害時の活動拠点や避難地として、また、火災や工場地帯との緩衝地として津田、沖洲地区等の既存の工業地の他、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）や本州四国連絡道路周辺部の緩衝緑地等の整備、保全を図るとともに、学校等既存の公共空地や、避難路となる市街地の広幅員道路の緑化及び河岸、海岸の緑道の整備、保全を図る。

さらには、他法令と調整しながら眉山山稜、津乃峰山麓など市街地隣接の樹林地帯等の環境の保全を図る。

d) 景観構成系統

緑なす特徴的な山々、清く豊かな水流を誇る河川、美しい海岸線等（鳴門市及び阿南市の国立、国定公園等）風致に富む特徴ある郷土景観を構成する緑地、また、都市の中で「顔」となる地区景観を形成する緑地（徳島市の徳島中央公園等）の確保、保全を図る。

3) 実現のための具体的都市計画制度の方針

■公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

単位：m²/人

公園緑地等の区分	配置方針の概要	整備目標	
		H27年 【基準年】 (2015年)	R12年 【目標年】 (2030年)
街区公園	住民単位に誘致距離、人口等を考慮して適切に配置する。	0.6	0.6
近隣公園	各住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.7	0.8
地区公園	4住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.4	0.5
総合公園	文化の森総合公園、徳島中央公園を中核として人口規模を考慮して配置する。	2.2	2.4
運動公園	鳴門総合運動公園、蔵本公園を中核とし人口規模を考慮して配置する。	1.0	1.3
特殊公園	恵まれた自然を利用して、市街地に近く住民に親しまれている名所や展望地について配置する。	2.3	2.5
広域公園	既存の日峯大神子広域公園の保全を図る。	1.3	1.4
緑地	河川敷や海岸線を緑地として緑の保全を図る。	1.6	1.7

■緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要	指定目標
風致地区	市街地から眺望される景観の優れた山地等について引き続き維持を図るとともに、樹木の枯死等指定後その環境が大きく変化している地区については、維持等について検討を行うものとする。	約1,200ha

4) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

種別	公園名	規模
運動公園	南部健康運動公園	70.0ha
総合公園	ドイツ村公園	54.3ha

3) 実現のための具体的都市計画制度の方針

・公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

単位：m²/人

公園緑地等の区分	配置方針の概要	整備目標	
		H22 (基準年)	H37
街区公園	住民単位に誘致距離、人口等を考慮して適切に配置する。	0.5	0.6
近隣公園	各住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.6	0.8
地区公園	4住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.4	0.5
総合公園	文化の森総合公園、徳島中央公園を中核として人口規模を考慮して配置する。	2.0	2.3
運動公園	鳴門総合運動公園、蔵本公園を中核とし人口規模を考慮して配置する。	0.9	1.2
特殊公園	恵まれた自然を利用して、市街地に近く住民に親しまれている名所や展望地について配置する。	2.2	2.3
広域公園	既存の日峯大神子広域公園の保全を図る。	1.3	1.4
緑地	河川敷や海岸線を緑地として緑の保全を図る。	1.5	1.7
緑道等	河川、海岸敷きを利用して各公園緑地を有機的に結合させるよう配置する。	0.0	0.2

・緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要	指定目標
風致地区	市街地から眺望される景観の優れた山地等について引き続き維持を図るとともに、樹木の枯死等指定後その環境が大きく変化している地区については、維持等について検討を行うものとする。	約1,200ha

4) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

単位：ha

種別	公園名	規模
運動公園	南部健康運動公園	70.0
総合公園	ドイツ村公園	54.3

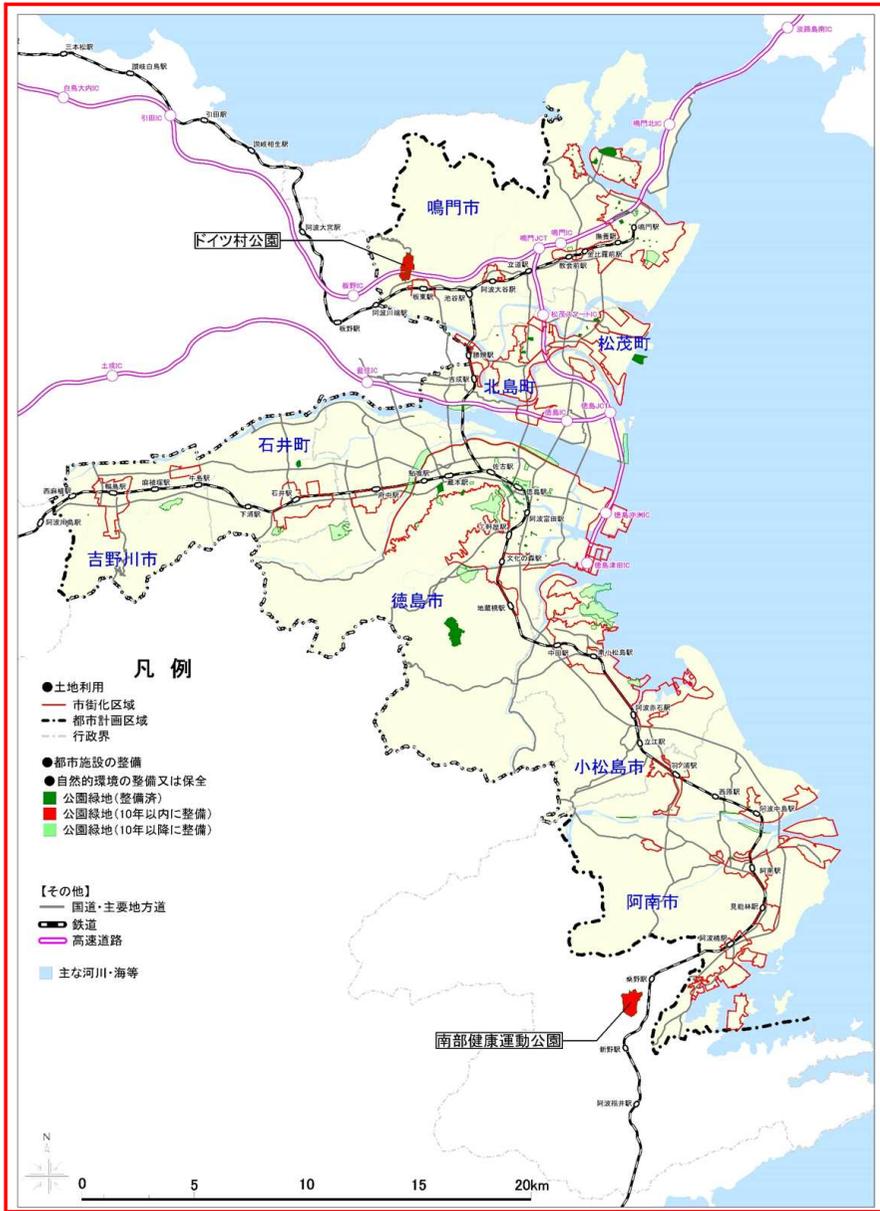


図4-4 整備方針図(公園緑地)

都市計画策定の経緯の概要

- ・ 徳島東部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更並びに市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

事 項	時 期	備 考
素案の縦覧	令和4年 7月19日から 8月 2日まで	
説明会	令和4年 7月20日から 7月29日まで	8会場 徳島市、鳴門市、 小松島市、阿南市、 吉野川市、石井町、 松茂町、北島町
公聴会	令和4年 8月 8日	公述人1名
四国地方整備局長事前協議	令和4年 9月28日から	
計画案の縦覧	令和4年12月 2日から 令和4年12月16日まで (予定)	
市町への意見聴取	令和4年12月中旬(予定)	
徳島県都市計画審議会審議	令和5年 1月中旬(予定)	
国土交通大臣同意	令和5年 1月下旬(協議) 令和5年 2月下旬(予定)	
決定告示	令和5年 3月中旬(予定)	